

◆園内での写真撮影、動画撮影をお考えの方へ◆

※写真撮影・動画撮影の申請は**実施1週間前**までの受付となります。

※都市緑化植物園、民家集落博物館については、施設へ直接お問い合わせください。

以下の内容については事前の申請・使用料が必要となります。

営利を目的とした写真撮影や動画撮影

(例：商品のパンフレット撮影、カメラマンによる結婚式の前撮りや家族写真撮影)
※同じ場所を一定時間占有する占有利用がなく、他の来園者の利用を阻害していなければ、写真撮影 (1,740 円) となります。

必要書類：①イベント企画書、②行為許可申請書、③誓約書 (行為許可)

参加費を徴収する営利目的の撮影会

(例：アイドル/モデル撮影会、写真教室によるレクチャー撮影会)
※「催し」として人数にかかわらず行為許可 (3,670 円) となります。
仮設工作物 (テントやステージ) を設置予定の場合は、別途占有許可申請が必要となります。→管理事務所へお問合せください
行為許可申請は、原則として実施 90 日前から受付を開始します。

必要書類：①イベント企画書、②行為許可申請書、③誓約書 (行為許可)

※個人の趣味として鳥、花、景色や少人数での写真撮影など、営利を目的としない個人的な写真撮影につきましては、事前の許可申請や使用料は必要ございません。

●申請から使用までの流れ●

1. 各種様式の提出

①イベント企画書、②行為許可申請書、③誓約書 (行為許可) を管理事務所へご提出ください。(各種様式はホームページよりダウンロード可)
ご提出方法：メール hattori-parkcenter@daiwalease.jp または FAX (06-6868-2016) または管理事務所窓口。

2. 申請書の受理

申請内容を変更またはキャンセルする場合は、必ず実施日前日までにお電話 (06-6862-4945) もしくはメール hattori-parkcenter@daiwalease.jp でお知らせください。

3. 使用料のお支払い

実施日当日、服部緑地管理事務所 2 階窓口でお支払いください。(※現金のみ)
引き換えに許可証を発行します。写真撮影 1,740 円もしくは行為許可 3,670 円
※9:15~12:00 を目途に現金でお支払いください。
※釣銭がないためちよほどの金額をご用意ください。
※雨天などで当日中止の際には、当日午前 10 時までに管理事務所へご連絡ください。

服部緑地管理事務所
TEL : 06-6862-4945